

物品運送についての総則的規律と国内航空運送約款例との比較対照表

商法及び部会資料2の改正提案による規律	国内航空運送約款例
<p>【荷送人の通知義務】</p> <p>1 荷送人は、運送品の引渡しの前に、運送人に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 運送品の種類</p> <p>② 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号</p> <p>[③ 荷造りの種類]</p> <p>④ 荷受人の氏名又は名称</p> <p>⑤ 到達地</p> <p>2 運送人は、荷送人に対し、前項に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を請求することができる。</p>	<p>【貨物運送状の作成】</p> <p>荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物1口ごとに貨物運送状を作成し、次の項目を明記しなければなりません。</p> <p>(1) 品名、品質、重量、荷姿、荷印及び個数</p> <p>(2) 価額</p> <p>(3) 荷送人の住所、氏名又は商号</p> <p>(4) 発送地</p> <p>(5) 到着地</p> <p>(6) 荷受人の住所、氏名又は商号（荷受人代理がいる場合には、その連絡先）</p> <p>(7) 運賃、料金等の支払方法</p> <p>(8) 作成年月日</p> <p>(9) その他貨物の運送に関し必要な事項</p>
<p>【危険物に関する通知義務】</p> <p>1 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品であるときは、運送品の引渡しの前に、運送人に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 当該危険物の品名</p> <p>② 当該危険物の性質その他当該危険物の安全な運送に必要な情報</p> <p>2 上記1②の事項については、運送人がこれを知り又は知ることができるときは、荷送人は通知義務を負わない。</p> <p>3 上記1の通知義務に違反した場合の荷送人の責任については、次のような考え</p>	<p>【引受条件を指定する貨物】</p> <p>次の貨物は荷送人が会社の要求する引受条件を満たすような適切な措置を講じ、かつ、会社が承諾した場合に限り、運送を引き受けます。</p> <p>(1) 航空法施行規則第194条第1項により禁止された物件（火薬類、高圧ガス、腐触性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質等、磁性物質、その他の有害物件、付着物件等、鉄砲刀剣類等）のうち同条第2項により同項の要件を満たすことによってこれに含まれないとされたもの</p> <p>（以下略）</p>

<p>方があり得る。</p> <p>【甲案】 荷送人は、無過失責任を負う。</p> <p>【乙案】 荷送人は、運送品が危険物であることにつき善意無過失であるときは、責任を免れる。</p> <p>【丙案】 運送人が荷送人の申告義務違反につき過失があったことを証明したときは、荷送人は責任を負う。</p>	<p>【荷送人の賠償責任】</p> <p>荷送人の故意若しくは過失により、又はこの運送約款及びこれに基づいて定められた規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償を申し受けます。</p>
<p>【運送賃及び留置権】</p> <p>1 運送人は、到達地における運送品の引渡しと同時に、運送賃を請求することができる。</p> <p>2 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。</p>	<p>【運賃申受けの時期】</p> <p>貨物運賃及び料金は、貨物引受けの際、荷送人から申し受けます。ただし、特に会社が承認した場合は、この限りではありません。</p> <p>【貨物の引渡し】</p> <p>会社は、運賃料金その他の費用が支払われない場合は、引渡しを拒絶することがあります。</p>
<p>【運送人の責任】</p> <p>運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間に当該運送品が滅失し若しくは損傷し、又はその引渡しがされるべき時までその引渡しをしないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p>	<p>【会社の責任】</p> <p>会社は、貨物の滅失、破損又は延着等の事故があった場合は、これによって生じた損害について賠償の責に任じます。ただし、会社が故意又は過失がなかつたことを証明した場合は、この限りではありません。</p>
<p>【高価品の特則】</p> <p>貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知しないときは、運送人は、損害賠償の責任を負わない。</p> <p>【運送品に関する損害賠償の額】</p> <p>1 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価格によって定める。ただし、市場価格がない</p>	<p>【賠償額】</p> <p>1 会社が価額の申告があった貨物に生じた損害について賠償責任を負う場合の賠償は、次によります。</p> <p>(1) 全部滅失の場合は、申告価額を限度とします。</p> <p>(2) 一部滅失又は毀損の場合は引渡しのあった日における到着地の価額により計算した価額の減少の割合を申告価額に乗じた額とします。</p>

<p>ときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。</p> <p>2 運送人の故意又は重大な過失〔損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為〕によって運送品の滅失等が生じたときは、上記1の規定を適用しない。</p>	<p>2 会社が価額の申告のない貨物に生じた損害について賠償責任を負う場合は、引渡しの日又は引渡しのあるはずであった日における到着地の価額が1口につき3万円未満のときは、到着地の価額を申告価額とみなし、3万円以上のときは3万円を申告価額とみなし、前項各号に準じます。</p>
<p>【運送品の処分権】</p> <p>荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応ずる運送賃のほか、付随の費用、立替金及びその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。</p> <p>【荷受人の権利】</p> <p>1 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、運送契約により生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。</p> <p>2 上記1の場合において、運送品が到達地に到着した後に荷受人がその引渡し若しくは損害賠償の請求をし、又は運送品の全部が滅失した後に荷受人がその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。</p>	<p>【荷送人の指図】</p> <p>1 荷送人は自己の都合により、貨物運送状を呈示して、次の指図をすることができます。</p> <p>(1) 運送取消し (2) 発送地返送 (3) 荷受人変更 (4) 到着地変更</p> <p>2 前項第1号、第3号及び第4号の指図は、その貨物の航空機への搭載前に行われたものに限り有効とし、第2号の指図は、貨物が貨物運送状に記載の荷受人に引き渡される前に限り有効とします。ただし、必要な費用を収受して特に取り次いだ到着飛行場以遠の地上運送の場合には、前項第2号の指図は、貨物がその地上運送を行う運送人に引き渡される前に行われたものに限り有効とします。</p>
<p>【運送品の供託及び競売】</p> <p>1 次に掲げる場合には、運送人は、運送品を供託することができる。</p> <p>① 運送人が荷受人を確知することができない場合 ② 荷受人が運送品の受取を拒む場合 〔③ 運送品の引渡しに関して争いがあり、荷受人に運送品を引き渡すことができない場合〕</p>	<p>【引渡不能貨物の処理】</p> <p>1 会社は、引渡不能の貨物が生じた場合は、次の各号により処分します。</p> <p>(1) 荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引受けを怠り、若しくは拒んだ場合は、会社は、その貨物を供託することがあります。 (2) 前号の場合において荷送人に相当の期間を定めてその指示を求めても指示</p>

<p>④ 荷受人が運送品の受取を怠る場合</p> <p>2 上記1の場合において、(上記1③④)にあつては、運送人が荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に)運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、運送品を競売に付することができる。</p> <p>3 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、上記2の催告をしないで競売に付することができる。</p> <p>4 上記2又は3により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。</p> <p>5 運送人は、上記1～3に従つて運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人(上記1③④)にあつては、荷送人及び荷受人)に対してその旨の通知を発しなければならない。</p>	<p>がないときは、当該貨物を競売することがあります。</p> <p>(3) 貨物が損敗しやすいもので、荷送人の指示を待つことができない場合は、予告なしに廃棄することがあります。</p> <p>2 会社は、前項各号の処分をしたときは、荷送人にその旨を通知します。</p> <p>3 会社が引渡不能の貨物の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。</p> <p>4 競売代価が未収受の運賃及び料金、立替金その他の費用を補うに足りない場合は、その不足額を申し受けます。</p> <p>5 競売代金から未収受の運賃及び料金その他の費用を差し引いた残額がある場合は、その残額を荷送人に返還します。ただし、荷送人に返還することができない場合は、これを供託します。</p>
<p>【運送品の受取による責任の消滅】</p> <p>1 運送品の損傷又は一部の滅失(直ちに発見することができるものに限る。)についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。</p> <p>2 運送品の損傷又は一部の滅失(直ちに発見することができないものに限る。)についての運送人の責任は、荷受人がその受取の日から2週間以内に通知を発しないときは、消滅する。</p> <p>3 運送品の延着についての運送人の責任は、荷受人がその受取の日から[2週間]</p>	<p>【事故貨物に対する損害賠償請求期間】</p> <p>1 物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文書をもってしなければなりません。</p> <p>(1) 一部滅失又は毀損の場合は、貨物受取の日から7日</p> <p>(2) 延着の場合は、貨物到着の日から7日</p> <p>(3) 不着の場合は、その事実を知ることができるはずであった日から14日</p> <p>2 会社は前項の期間内に請求のない場合は、その損害賠償の責めに任じません。</p>

<p>以内に運送人に対して当該責任を追及する意思がある旨の通知を発しないときは消滅する。</p> <p>4 運送品の損傷若しくは一部の滅失又は延着についての下請運送人の責任は、荷受人が所定の通知期間内に元請運送人に対して通知を発したときは、下請運送人の責任に係る通知期間が満了した後であっても、元請運送人が当該通知を受けた日から〔2週間〕を経過する日までは、消滅しない。</p>	
<p>【期間の経過による責任の消滅】</p> <p>1 運送品の滅失等による運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日（全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。</p> <p>2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。</p> <p>3 運送品の滅失等についての下請運送人の責任は、元請運送人が上記1の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、下請運送人の責任に係る上記1の期間が満了した後であっても、元請運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3か月を経過する日までは、消滅しない。</p>	<p>特になし。</p>
<p>【不法行為責任との関係】</p> <p>1 運送契約上の運送人の責任を減免する旨の商法の規定は、運送品の滅失等について運送人の荷送人〔又は荷受人〕に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。</p> <p>2 上記1により運送人が減免される場合には、その責任が減免される限度におい</p>	<p>特になし。</p>

<p>て、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の不法行為による損害賠償の責任も減免される。ただし、運送人の被用者の故意又は重大な過失〔損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為〕によって運送品の滅失等が生じたときは、この限りでない。</p>	
--	--